

第2章 経 済 局

第1節 農林漁業金融

1 組合金融の動き

平成6年度のわが国経済は、平成5年末に2年半に及ぶ景気後退局面を脱したのち、緩やかな景気回復基調をたどった。6年の前半には円高が一段と進行するなか、設備投資の低迷や輸入の急増がマイナス要因に働いたものの、個人消費の下支えと公共投資や住宅建設の増加を主因に、実質経済成長率は5年末を底に、3四半期連続して前期比でプラス成長を続けた。

しかし、7年に入って、急速な円高や阪神・淡路大震災などの影響もあり、これまでの緩やかな回復基調に足踏みがみられた。

6年度の金融政策は、景気回復テンポが緩やかであったことから、緩和基調が維持された。公定歩合は5年9月に史上最低の1.75%まで引き下げられ、6年度中はその水準が維持された。このため短期金融市場金利も低水準で推移する一方、長期市場金利は、景気回復感の高まりから一時上昇したが、景気回復テンポの緩慢さが明らかになるにつれて、6年末にかけて軟調に転じ、年明け後、急速に低下した。

株価は、6年前半は上昇したが、年後半から軟調に転じ、年度末にかけて一段と下落した。

金融機関における貸出は、中小企業向け貸出が低迷基調を続け、また、大・中堅の製造業向け貸出が、運転資金に加え設備資金も前年を下回ったこと等により6年度を通じて低迷が続き、6年6月以降11か月連続で前年割れとなった。

個人貯蓄の伸び率は、かつてない低金利のもとで、前年比4.5%増（前年度5.0%）と5年連続の低下となった。

預貯金金利及び金融商品の自由化については、10月には当座預（貯）金を除く流動性預（貯）金金利の自由化が実施され、9年間にわたって段階的に進められてきた預貯金金利自由化が完了し、商品性については、自由金利定期預（貯）金の最長預入期間が5年に延長され、また、貯蓄預（貯）金の無料払戻し回数制限、

最低預入残高制限が撤廃された。

組合金融と係わりの深い農家経済については、6年度は稲作収入が増加したことなどから、農業所得は前年比23.6%増と大幅に増加した。一方、景気の低迷による雇用環境の悪化から農外所得は前年比0.8%減少し、また、年金・被贈等の収入も0.2%減少した。この結果、農家総所得は前年比1.2%増と小幅な伸びにとどまった。

以上のような一般経済及び農家経済の下で、6年度の農協金融は次のような動きをした。

農協貯金、貸出金は、バブル期の土地ブームや生産緑地法改正によって急増した後、バブル崩壊後に景気低迷が長期化する中で、伸び率は低下していたが、6年度はさらに一段と伸び率が低下した。特に、貸出金の伸び率の低下が大きく、貯金の伸び率を下回ったため、貯貸率は4年ぶりに低下に転じた。

また、余裕金の運用については、これまでの金融緩和期には、農協は、系統預け金を中心に運用していたが、6年度は長短金利格差がかなり拡大したこともあり、有価証券運用にも積極的であった。

(1) 農 協 の 動 き

ア 貯金

6年度末の貯金残高は67兆6,562億円となり、5年度末に比べ2兆2,318億円、3.4%の増となり、前年度の増加（2兆4,431億円）を下回った。

イ 借入金

6年度末の借入金残高は4,597億円（このほか農林漁業金融公庫から転貸用借入金6,393億円）となり、前年度末残高（4,648億円）より51億円、1.1%減少した。

ウ 貸出金

6年度末の貸出金残高は18兆1,694億円（このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高6,510億円、金融機関貸出21億円）となり、前年度に比べ4,796億円、2.7%増加した。しかし、貯金の伸び率より低かったため、年度末残高の貯貸率は、27.0%から26.9%へと低下した。

貸出金残高を短期、長期別にみると、年度間増加率は、短期貸出が0.02%減（前年度1.8%減）、長期貸出は3.0%増（前年度7.5%増）となり、長期貸出比率は80.4%（前年度79.9%）となった。

エ 余裕金

農協の余裕金（現金を除く。）は、主として信農連への預け金および有価証券で運用されており、その6年度末残高は51兆4,411億円で増加額は6,715億円（1.3%増）と、前年度（1兆5,572億円、3.2%増）を下回った。

その運用内訳をみると、預け金47兆1,620億円で余裕金の91.7%を占め、前年度に比べ8,350億円、1.8%増であった。このうち系統への預け金は46兆1,861億円で、余裕金全体の89.8%を占めており、前年度（89.5%）よりわずかに増加した。また、6年度末における有価証券保有残高は4兆0,130億円と前年度に比べ1,164億円（2.8%）減となり、余裕金全体に占める割合は8.1%から7.8%とわずかに減少した。

(2) 信農連の動き

ア 貯金

6年度末の貯金残高は49兆6,692億円となり、前年度末より5,901億円、1.2%の増加となり、前年度の増加1兆1,796億円、2.5%を下回った。

イ 借入金

6年度末の借入金残高は772億円となり、前年度末残高（32億円）より740億円増加した。

ウ 貸出金

6年度末の貸出金残高は5兆7,945億円（このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高1兆8,718億円、金融機関貸出4兆1,041億円）となり、前年度に比べ1,816億円、3.0%減少した。

このため、年度末残高の貯貸率は、12.2%から11.7%へと低下した。

貸出の員内、員外別の状況をみると、員内は2.9%増、員外は6.6%減少した。員内を貸出先別にみると、農協向けが1.0%増加（前年度6.7%減）し、信農連の会員である農協の組合員（いわゆる孫会員）向けは2.5%減少（前年度0.2%増）、その他が12.7%増加（前年度10.7%増）となっている。

エ 余裕金

信農連の余裕金（現金を除く。）は、主として農林中金への預け金及び有価証券で運用されており、その6年度末残高は41兆7,505億円で、増加額は9,774億円（2.4%増）と、前年度（1兆3,736億円、3.5%増）を下回った。

その運用内訳をみると、預け金29兆5,774億円で余裕金の70.5%を占め、前年度に比べ6,392億円、2.2%増であった。このうち系統への預け金は28兆7,325億円で、余裕金全体の68.8%を占めており、前年度（69.9%）より減少した。また、6年度末における有価証券

保有残高は11兆4,852億円と前年度に比べ3,883億円（3.5%）増となり、余裕金全体に占める割合は27.2%から27.5%とやや増加した。

(3) 農林中央金庫の動き

ア 預金

6年度末の預金残高は30兆624億円となり、前年度に比べ7,222億円、2.3%減少した。この預金を預り先別に見ると、所属団体の残高は、27兆8,111億円で、6,811億円（2.4%）の減少となり、前年度（1兆1,664億円、4.3%の増）の増加から減少に転じた。

また、非所属団体の残高は、2兆2,513億円で、410億円（1.8%）の減少となり、前年度（5,830億円、34.1%）の増加から減少に転じた。なお、預金残高総額に占める所属団体の業態別の割合は、農協系統が88.6%と大宗を占めており、水産系統3.9%、森林系統0.01%となった。

イ 農林債券

6年度末の農林債権の発行残高は9兆1,841億円となり、前年度に比べ5,111億円、5.9%増加した。これを利付債（5年）と割引債（1年）に分けてみると、利付債の発行残高は6兆5,743億円で、4,778億円（7.8%）の増加、割引債の発行残高は2兆6,098億円で、332億円（1.3%）の増加となった。

ウ 貸出金

(ア) 所属団体貸出

6年度末の所属団体貸出残高は1兆2,010億円とな、前年度に比べ3,408億円、39.6%増加した。これを団体に別に見ると、農協系統は8,681億円で3,311億円（61.7%）の増加、水産系統が2,075億円で77億円（3.6%）の減少、森林系統が1,117億円で201億円（21.9%）の増加となった。

(イ) 非所属団体貸出（関連産業法人貸出等）

6年度末の非所属団体貸出残高は17兆5,497億円となり、前年度に比べ630億円、0.4%減少した。このうち、関連産業法人貸出残高は7兆8,908億円で、1,993億円（2.5%）の減少となり、前年度（298億円、0.4%の減）に引き続き減少となった。また、関連産業法人貸出以外の非所属団体貸出は、施設法人貸出、農山漁村整備法人貸出、特別貸出法人貸出、金融機関貸出等があるが、これらの残高は9兆6,589億円で、1,363億円（1.4%）の増加となり、前年度の増加額（1兆19億円、11.8%）に引き続き増加した。

エ 余裕金

余裕金は、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち6年度末の有価証券保有残高は13兆4,733億円で、4兆5,632億円（25.3%）の減となり、前

表 1 農協信用事業主要勘定

(単位：億円，%)

	貯金(A)	借入金 (農林公庫 転貸資金 を除く)	貸出金(B) (農林公庫 資金、金 融機関貸 出を除く)	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
5年3月末	629,814	5,239	166,906	450,594	441,620	37,174	26.5
6	637,288	5,408	170,910	451,092	443,559	36,943	26.8
9	637,607	5,464	174,096	458,991	450,717	34,554	27.3
12	663,017	3,554	174,395	474,752	464,998	39,477	26.3
6年3月末	654,244	4,648	176,898	463,270	454,434	41,294	27.0
6	661,104	4,925	178,751	461,908	454,138	43,667	27.0
9	667,120	4,389	180,042	467,742	458,525	44,897	27.0
12	684,371	3,568	180,141	475,483	464,973	44,607	26.3
7年3月末	676,562	4,597	181,694	471,620	461,861	40,130	26.9

表 2 信農連主要勘定

(単位：億円，%)

	貯金(A)	借入金	貸出金(B) (金融機関貸 出を除く)	金融機 関貸出	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
5年3月末	478,923	395	62,469	40,890	277,024	272,823	109,849	13.0
6	482,017	210	60,393	39,534	286,890	283,767	106,566	12.5
9	489,983	210	60,959	39,302	302,854	298,994	99,609	12.4
12	501,949	243	58,441	38,773	309,873	304,679	104,311	11.6
6年3月末	490,719	32	59,761	41,684	289,382	284,891	110,969	12.2
6	490,960	498	57,880	39,631	296,305	289,844	107,226	11.8
9	494,116	498	59,081	39,402	298,036	288,272	109,044	12.0
12	498,807	794	57,755	38,374	303,236	292,414	109,456	11.6
7年3月末	496,692	772	57,945	41,041	295,774	287,325	114,852	11.7

表 3 農林中央金庫の主要勘定

(単位：億円)

	預金	発行債券	所属団体 貸出	非所属団体 貸出	有価証券
4年3月末	262,878	81,014	11,888	160,018	112,975
6	273,548	73,721	7,331	161,150	135,209
9	274,380	80,789	8,969	161,887	141,727
12	285,954	86,253	15,614	167,029	142,255
5年3月末	290,351	90,957	11,410	166,407	145,067
6	305,199	85,491	7,712	169,613	160,293
9	321,898	89,812	8,899	164,266	168,415
12	314,871	88,817	13,555	173,955	167,362
6年3月末	307,846	86,730	8,602	176,127	180,365
6	296,140	86,998	10,117	171,588	165,189
9	291,612	88,080	18,765	166,586	162,837
12	291,204	88,171	18,727	175,883	153,383
7年3月末	300,624	91,841	12,010	175,497	134,733

資料：農林中央金庫残高資産表

(注) 非所属団体貸出には、買入手形、コールローンを含む。

年度(3兆5,298億円，24.3%の増)の増加から減少に転じた。

2 農林漁業金融公庫

(1) 貸付計画

6年度における農林漁業金融公庫の当初貸付計画額

は、資金需要の実勢を勘案し、6,000億円(前年度当初計画6,000億円)とした。資金の種類別の内訳は表4のとおりである。

(2) 資金計画及び実績

6年度の資金交付計画の総額は5,120億円で、この原資として出資金40億円、借入金4,741億円(うち資金運

表4 農林漁業金融公庫資金貸付計画

(単位：百万円)			
区 分	6年度	5年度	比較増△減
経営構造改善	225,300	202,000	23,300
基 盤 整 備	212,200	226,600	△14,400
一 般 施 設	102,000	100,500	1,500
経営維持安定	50,500	55,900	△5,400
災 害	5,000	5,000	0
予 備	5,000	10,000	△5,000
合 計	600,000	600,000	0

用部資金4,210億円、簡易保険資金480億円、農業経営基盤強化措置特別会計51億円)、農林漁業信用基金からの寄託金25億円及び自己資金315億円を充当することとした。また、農林漁業金融公庫の収支の均衡を図るため、一般会計から補給金1,008億3,500万円の繰入れを予定した。

この予定額に対する実績は、借入金2,662億円、補給金1,008億3,500万円であった。

なお、6年度末出資金は、2,731億円となっている。

次に、6年度決算における資金運用利回り及び資金原価をみると、資金運用利回りは4.90%（補給金繰入前）、資金原価は6.81%（うち借入金利息5.87%、業務委託費、事務費等0.94%）であった。

(3) 制 度 改 正

6年度における農林漁業金融公庫融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

ア 農業経営基盤強化促進法に定める農業経営改善計画の認定を受けた農業者等に対し、計画に即して経営改善を図るために必要な長期資金を融通する農業経営基盤強化資金が創設された。

イ 特定農産加工資金について、法律の適用期限の5年延長（平成11年6月30日まで）を行うとともに、対象となる関連加工業種の追加が行われた。

ウ 森林組合等を通じて集团的に高性能林業機械化に対応し得るような森林施業規模の集積を行う造林事業を実施する場合、既存の造林資金と合わせて貸し付ける無利子の森林整備活性化資金が創設された。

エ 食品流通改善資金（卸売市場近代化施設）について、償還期限が15年から25年に、据置期間が3年から5年に延長された。

オ 土地利用型農業経営体質強化資金について、貸付対象施設に農業労働力確保施設が追加された。

カ 農業基盤整備資金について、貸付限度額を貸付けを受ける者の負担する額とするとともに、農村環境基盤施設及び集落環境基盤施設の貸付けの相手方に農業振興法人が追加された。

キ 農林漁業施設資金について、次の措置が講じら

れた。

(ア) 環境保全型農業を推進するため、堆肥化施設、農業廃棄物処理・再生利用施設等環境保全型農業に資する施設及び市町村の作成する地域環境保全型農業推進方針に基づき整備する施設に対して特利の設定が行われた。

(イ) 食肉に係る流通合理化計画に即した整備計画に基づく食肉センターの整備事業及び家畜に係る流通合理化計画に即した整備計画に基づく家畜市場の整備事業について、特利の設定が行われた。

ク 自作農維持資金（災害）について、貸付限度額が個人150万円から200万円に、農業生産法人750万円から1,000万円に引き上げられた。

ケ 林業経営安定資金（林業経営維持）について、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、長伐期施業を行うものとして分収林契約の延長を行う森林整備法人の既往借入金の借換えに必要な分収林機能高度化資金が創設された。

コ 漁業基盤整備資金（漁場整備）について、漁場環境の保全のために必要な施設を追加するとともに、貸付けの相手方に漁業振興法人が追加された。

サ 農林漁業構造改善事業推進資金（沿岸漁業）について、貸付対象施設に都市漁村交流促進施設を追加するとともに、貸付けの相手方に1／3法人・団体が追加された。

(4) 貸付決定状況

6年度の貸付決定額は表5のとおり4,155億円で、前年度決算額より減額となった。経営構造改善関係資金は増加したものの一般施設資金、経営維持安定資金、災害資金で減少した。

ア 経営構造改善関係資金

農林漁業構造改善事業推進資金は、前年度に比べ92億円減の111億円となった。農地等取得資金は、前年度に比べ115億円減の207億円となった。6年度に創設された農業経営基盤強化資金は、490億円となった。漁業経営再建整備資金は、前年度に比べ79億円増の105億円となった。中山間地域活性化資金は、前年度に比べ42億円増の434億円となった。これらの結果、経営構造改善関係資金全体としては、前年度に比べ244億円（19.4%）増の1,499億円となった。

イ 基盤整備関係資金

農業基盤整備資金は、前年度に比べ83億円減の1,241億円となった。担い手育成農地集積資金は、前年度に比べ47億円増の70億円となった。林業基盤整備資金は4億円減の367億円となった。6年度に創設された森林整備活性化資金は、12億円となった。漁業基盤整備資

金は、前年度に比べ2億円減の46億円となった。これらの結果、基盤整備関係資金全体としては、30億円(1.7%)減の1,737億円となった。

ウ 一般施設関係資金

農林漁業施設資金は、前年度に比べ301億円減の438億円となった。特定農産加工資金は、前年度に比べ72億円減の70億円となった。漁船資金は、前年度に比べ102億円減の23億円となった。水産加工資金は、前年度に比べ8億円減の157億円となった。食品流通改善資金は、前年度に比べ16億円減の136億円となった。これらの結果、一般施設関係資金全体としては、528億円(38.1%)減の858億円となった。

エ 経営維持安定資金

自作農維持資金は、前年度に比べ148億円減の47億円となった。林業経営安定資金、沿岸漁業経営安定資金についてはともに減少した。これらの結果、経営維持安定資金全体としては、151億円(75.2%)減の50億円となった。

表5 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

(単位：百万円，%)

区 分	6年度(A)	5年度(B)	(A)/(B)
経営構造改善	149,927	125,572	119.4
構造改善推進	11,120	20,359	54.6
農地等取得	20,731	32,203	64.4
土地利用型	1,424	3,489	40.8
農業経営基盤強化	49,029	—	—
総合施設	6,749	18,880	35.7
林業経営育成	457	417	109.7
漁業経営再建整備	10,532	2,667	394.9
中山間地域活性化	43,368	39,136	110.8
振興山村・過疎	6,516	8,421	77.4
基盤整備	173,699	176,663	98.3
農業基盤整備	124,096	132,359	93.8
担い手育成農地集積	7,012	2,349	298.5
林業基盤整備	36,745	37,170	98.9
森林整備活性化	1,240	—	—
漁業基盤整備	4,608	4,786	96.3
一般施設	85,831	138,630	61.9
農林漁業施設	43,822	73,875	59.3
特定農産加工	7,005	14,173	49.4
漁 船	2,291	12,478	18.4
水産加工	15,666	16,511	94.9
食品流通改善	13,641	15,260	89.4
塩業、新規用途、乳業	3,405	6,333	53.8
経営維持安定	4,972	20,081	24.8
自作農維持	4,692	19,509	24.1
林業経営安定	133	160	83.1
沿岸漁業経営安定	147	413	35.6
災害	1,101	3,268	33.7
計	415,531	464,215	89.5

(注)：貸付決定額は単位未満四捨五入につき合計と内訳が突合しないことがある。

オ 災害資金

災害資金については、農業基盤整備資金10億円が主なもので、全体としては前年度に比べ22億円(66.3%)減の11億円となった。

3 農業近代化資金

農業近代化資金制度は、昭和36年に創設されて以来、農業情勢の変化等に対応し、貸付対象範囲の拡大等その拡充措置を講じつつ、農業者等の資本装備の高度化、農業経営の近代化等に必要な資金の円滑な供給に努めてきており、6年度においては、貸付限度額の引上げ、構成員の属する世帯が1である法人について、農業を営む法人の貸付限度額の適用、貸付対象となる農業協同会社の業種範囲の拡充等を行った。

(1) 融 資 状 況

6年度の融資枠は前年度と同額の4,000億円を設定した。融資実績は2,128億円(うち農林中央金庫が国の直接利子補給を受けて融資した額60億円。以下、「国枠中金融資分」という。)で、対前年度比81.3%と減少した。承認件数は6万252件で前年度より9,193件減少した(表6)。

ア 融資対象施設別融資状況

資金種類別実績(国枠中金融資分を含む。)をみると、個人施設は、1,341億円で前年度(1,526億円)に対し12.1%減少(185億円減)した。このうち建構築物造成資金が前年度に比べ137億円、23.2%減少、農機具等取得資金が前年度に比べ55億円、7.4%減少している。

共同利用施設は、788億円で前年度(1,093億円)に比べ27.9%減少(305億円減)した。

イ 地域別融資状況

地域別の融資状況をみると、沖縄(4億円増)の1地域で増加し、北海道(24億円減)、東北(76億円減)、関東(164億円減)、北陸(30億円減)、東海(43億円減)、近畿(13億円減)、中国・四国(64億円減)、九州(69億円減)の8地域で減少した。

ウ 国枠中金融資分

国枠中金融資分は8件、60億円で、対前年度比84.7%となった。なお、対象施設は共同利用施設の建構築物造成資金となっている。

(2) 融 資 残 高

以上のような融資状況の下で、6年12月末の融資残高は1兆571億円(うち国枠中金融資分376億円)となった。

この内訳を融資機関別にみると、農協が6,583億円(62.3%)でその大半を占め、次いで信農連3,136億円(29.7%)、農林中央金庫571億円(5.4%)、銀行等281

表 6 農業近代化資金種類別利子補給承認状況

資金種類	6 年度 (速報)				5 年度			
	件 数 (件)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	1 件当たり 金額 (千円)	件 数 (件)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	1 件当たり 金額 (千円)
個 人 施 設								
建 構 築 物	10,522	45,135	21.2	4,290	14,145	58,790	22.4	4,156
農 機 具 等	42,454	69,138	32.5	1,629	47,174	74,687	28.5	1,583
果 樹 等	33	53	0.0	1,606	70	158	0.1	2,258
家 畜	873	1,806	0.8	2,069	1,010	1,881	0.7	1,863
小 土 地 改 良	517	732	0.3	1,416	594	788	0.3	1,326
特 認	1,366	12,131	5.7	8,881	1,468	10,956	4.2	7,463
セ ッ ト	604	5,057	2.4	8,373	618	5,328	2.0	8,621
計	56,369	134,052	63.0	2,378	65,079	152,588	58.3	2,345
	(8)	(5,957)	(100.0)	(744,625)	(8)	(7,037)	(100.0)	(879,625)
共 同 利 用 施 設	3,883	78,781	37.0	20,289	4,366	109,314	41.7	25,037
	(8)	(5,957)	(100.0)	(744,625)	(8)	(7,037)	(100.0)	(879,625)
合 計	60,252	212,833	100.0	3,532	69,445	261,901	100.0	3,771

(注) 1 () 内は国枠中金融資分であって内数である。

2 「セット」とは、2 種類以上の資金の一括貸付けをいう。

3 特認とは、新規就農円滑化資金、中核農家規模拡大等初度的経営資金、肥育素畜等の購入又は育成資金、花き・花木等の植栽育成資金、未利用資源活用施設資金、農村給排水施設資金、特定の農家住宅資金、観光農業施設資金及び内水面養殖施設資金等である。

表 7 農業近代化資金関係の予算額及び決算額

(単位：千円)

区 分	6 年 度		5 年 度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
農業近代化資金利子補給補助金	(12,188,477)	10,662,556	(12,506,721)	11,088,953
	11,440,424		11,435,387	
農業近代化資金利子補給金	(173,117)	139,772	(176,717)	144,398
	152,957		158,698	
計	(12,361,594)	10,802,328	(12,683,438)	11,233,351
	11,593,381		11,594,085	

(注) () 内は当初予算である。

億円 (2.7%) の順になっている。

(3) 農業近代化資金の予算及び決算

6 年度における農業近代化資金関係の当初予算額は 123 億 6,159 万円であり、補正後の予算額 115 億 9,338 万円に対し決算額は 108 億 233 万円となった。この内訳は都道府県の利子補給に対する補助額が補正後の予算額 114 億 4,042 万円に対し、決算額 106 億 6,256 万円、農林中央金庫の直接利子補給金が補正後の予算額 1 億 5,296 万円に対し、決算額 1 億 3,977 万円となっている (表 7)。

4 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金制度は、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開

を図るのに必要な資金を、農協系統金融機関等を通じて極度貸付方式で供給することを目的として、6 年度に創設された。

本資金制度の仕組みは、農林漁業信用基金に造成される国の出資金及び民間金融機関からの借入金 (国が利子補給) による全国低利預託基金並びに都道府県農業信用基金協会に造成される都道府県低利預託基金をベースとして、基金協会が農協等の融資機関に低利預託を行い、融資機関が四倍協調で低利な運転資金を融通する仕組みである。

(1) 融 資 状 況

6 年度末の融資状況は、融資枠 2,000 億円に対して 748 百万円で、その実融資残高は 160 百万円となった。

(2) 農業経営改善促進資金の予算及び決算

6 年度における農業経営改善促進資金関係の当初予算額は 43 億 4,623 万円であり、補正後の予算額 43 億

3,740万円に対し、決算額は41億5,000万円となった。
この内訳は、農林漁業信用基金に対する出資金が補正後の予算額、決算額とも同額の41億5,000円であり、利子補給補助金は補正後の予算額1億8,740万円に対し同基金の借入れが行われなかったため、交付を行わなかった。(表8)

5 農業信用保証保険

(1) 農業信用基金協会の業務概況

農業信用基金協会の基本財産である基金の総額は、前年度末の1,544億円に対し86億円増加し、6年度末残高は1,630億円(農業近代化資金471億円、一般資金1,159億円)となった。その主たるものは、会員からの出資金で、基金総額の72%を占めている。また、この基金を担保とした6年度末の債務保証残高は3兆9,447億円(農業近代化資金6,312億円、一般資金3兆3,134億円)で、前年度末の3兆8,195億円に対し1,252億円の増加となった。農業近代化資金のうち新たに6年度の基金協会の債務保証に付された額は、当該年度の利子補給承認額の68.7%となった。

また、6年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は151億5,128万円(うち農業近代化資金分8億2,067万円)で、前年度の145億2,056万円に比べ6億3,072万円増加した。

この結果、6年度末の求償権残高は626億3,038万円(うち農業近代化資金分66億2,405万円)となった。

(2) 農林漁業信用基金の業務概況(農業関係)

6年度末の保険価額残高は、保証保険2兆6,064億円、融資保険156億円で、各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金93億400万円、短期資金7億639万円となった。

また、6年度において基金協会等に支払った保険金の額は46億2,500万円で、前年度より13億3,900万円増加した。

この結果、6年度末の支払保険金残高は305億4,600万円となった。

(附) ④全国農協保証センターの業務概況

④全国農協保証センターの基本財産である基金は、6年度末残高で48億99万円となった。また6年度の再保証引受額は3,115億円、年度末再保証残高は1兆2,966億円となった。

(3) 農業信用保証保険関係の予算及び決算

6年度における農業信用基金協会への都道府県の出資に対する補助金は、補正後の予算額1億5,662万円に対し決算額は1億3,633万円となった。また、農林漁業信用基金に対する出資金は予算額、決算額とも同額の8,300万円となった(表9)。

6 天 災 資 金

天災融資制度は、27年の特別措置法に始まり、30年以降は「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(昭和30年法律第136号。以

表8 農業経営改善促進資金関係の予算及び決算 (単位:千円)

区 分	6 年 度	
	予 算 額	決 算 額
農 林 漁 業 信 用 基 金 出 資 金	(4,150,000) 4,150,000	4,150,000
農業経営改善促進資金利子補給補助金	(196,225) 187,395	0
計	(4,346,225) 4,337,395	4,150,000

表9 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

(単位:千円)

区 分	6 年 度		5 年 度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
農業信用基金協会出資補助金	(164,000) 156,620	136,325	(108,000) 103,140	71,845
農 林 漁 業 信 用 基 金 出 資 金	(83,000) 83,000	83,000	(371,000) 8,655,000	8,655,000
計	(247,000) 239,620	219,325	(479,000) 8,758,140	8,726,845

(注) () 内は当初予算である。

表10 6年12月末融資残高

(単位：百万円)

区 分	農 業	開 拓	林 業	漁 業	計
経 営 資 金 3.0% 以内	29,390	132	5	1,351	30,877
5.5% "	10,882	129	3	140	11,154
6.5% "	3,099	—	6	40	3,146
事 業 資 金 6.5% "	—	—	—	—	—
計	43,371	261	15	1,531	45,177

(注) 四捨五入のため、内訳と計はかならずしも一致しない。

下「天災融資法」という。)に基づき、天災により被害を受けた農林漁業者等の経営の安定を図るための資金を融通しており、これまでに総額5,963億円(うち特別措置法によるもの524億円)が融資されている。

(1) 6年発生主要災害の概要と措置等

6年発生災害に係る天災資金の貸付総額は4億円であり、その被害概況及びこれに対する天災融資法の適用政令の概要は、次のとおりである。

○5月上旬から10月中旬までの間の干ばつ

本年は、1月以降ほぼ全国的に降水量の少ない状態が長期間にわたり続いたことから、農作物等に大きな被害をもたらした。特に3月以降の気圧配置は高気圧に覆われることが多く、梅雨入りは平年並であったものの梅雨明けは平年より1～2週間早く、梅雨前線が不活発であったことから、梅雨期間の降水量は少なかった。このため、果樹、野菜、水稻等の農作物を中心に肥大不良、茎葉の萎凋、黄変、枯れ上がりなどの被害が発生し、その被害見込金額は1,517億円となった。

この被害につき、11月24日付けで天災融資法の適用政令が公布・施行された。

政令の主な内容は、①融資総額30億円、②貸付期間は6年11月24日から7年4月28日、③特別被害地域を指定できる都道府県は、農業について新潟県、長野県、和歌山県、広島県、佐賀県、長崎県、熊本県及び大分県である。

また、同じく11月24日付けで天災融資法施行令が公布・施行された。これにより、これまで適用政令で規定してきた政令委任事項のうち、天災融資法が適用される天災において確立・共通化している事項を施行令として規定することにより、今後の天災融資法の発動を効率的に行い得ることとなった。

(2) 融 資 残 高

6年12月末現在における融資残高は、452億円であり、その資金別、貸付利率及び業態別内訳は、表10のとおりである。

(3) 既往融資に対する補助額

既往融資に対する国の利子補給補助額は、6年度11億5,108万円であり、制度が発足した27年度から6年度

までの累計は571億1,997万円となった。また、6年度においては、国からの損失補償補助金の交付はなされなかったが、制度発足以来6年度までの累計は8億7,198万円となった。さらに、損失補償後の回収金からの国庫納付額は、6年度は22万円であり、国庫納付の始まった32年度から6年度までの累計は2億4,064万円となった。

第2節 農林漁業関係の税制改正

1 平成6年度税制改正

6年度の税制改正については税制調査会より6年2月9日に「平成6年度の税制改正に関する答申」が出され、政府はこれを受けて6年2月18日の閣議で「平成6年度税制改正の要綱」を決定した。これに基づき改正案が第131回国会に提出され、衆・参両院での審議を経て、租税特別措置法の一部を改正する法律、地方税法の一部を改正する法律等が3月31日に公布され、原則として4月1日から施行された。

そのうち、農林漁業関係の主な改正点は次のとおりである。

2 国 税 関 係

(1) 法 人 税 法

ア 特例措置の創設

保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の対象となる保険金等の範囲に、森林組合連合会の共済金が追加された。

イ 特例措置の拡充

学校法人等を除く公益法人に係る寄付金の損金算入限度額が所得金額の27/100(改正前30/100)に引き下げられた。

(2) 相 続 税 法

最近における相続税負担の状況を踏まえ、その負担の軽減が次により講じられた。

ア 相続税の課税最低限の引上げ(表11)

イ 相続税の税率の適用区分の幅の拡大等(表12)

表11

区 分	改 正 前	改 正 後
定 額 控 除	4,800万円	5,000万円
法廷相続人比例控除	950万円に法定相続人の数を乗じた金額	1,000万円に法定相続人の数を乗じた金額

表12

改 正 前	税率	改 正 後	税率
700万円以下の金額	10%	800万円以下の金額	10%
1,400万円	15%	1,600万円	15%
2,500万円	20%	3,000万円	20%
4,000万円	25%	5,000万円	25%
6,500万円	30%	1億円	30%
1億円	35%		
1億5,000万円	40%	2億円	40%
2億円	45%		
2億7,000万円	50%	4億円	50%
3億5,000万円	55%		
4億5,000万円	60%	20億円	60%
10億円	65%		
10億円超の金額	70%	20億円超の金額	70%

(3) 租税特別措置法

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画に従って経営規模（家畜頭数，果樹園面積，茶樹園面積又は施設園芸）を拡大する畜産，果樹，茶樹又は施設園芸を行う農業者に対する農業用機械・施設等の割増償却制度（20%割増5年間）が創設された。

(イ) 特定の基金に対する負担金等の損金算入等の特例措置の適用対象に，市町村農業公社が造成する「農地保有合理化事業等促進基金」に対して農協等が支出する負担金が追加された。

(ウ) 海外投資等損失準備金制度の特定海外事業法人が取得する株式等の取得価額の15%までの積立金を損金算入できる特例措置の適用対象地域を一部見直しの上，東欧6ヶ国及び中央アジア5ヶ国を加えるとともに，本制度の適用期限が2年延長された。

(エ) 電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度の適用対象設備が追加されるとともに，その適用期限が2年延長された。

(オ) エネルギーの需給対策に資する減価償却資産について，2年限りの特例措置として取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の特別税額控除とのいずれかの選択ができる「エネルギー需給構造改革推進税制」が創設された。

イ 次に掲げる特別措置について，その適用期限が2年延長された。

(ア) 山林を現物出資した場合の所得税の納期限の特

例措置

(イ) 商品取引責任準備金制度

(ウ) 中小企業（農協等を含む）の貸倒引当金の特例措置

(エ) 廃棄物再生処理用設備の特別償却制度

(オ) 農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

(カ) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

(キ) 集落地域整備法に基づく交換分合により農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

(ク) 漁業再建整備特別措置法に規定する中小漁業構造改善計画に基づき取得した特定外航船舶（省エネ漁船）の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置

(ケ) 卸売市場法及び中小企業近代化促進法に基づく認定等によってする法人の設立登記等の登録免許税の税率の軽減措置

(コ) 関税が免除されている農林漁業用輸入A重油の石油税の免税措置

(サ) 農林漁業用国産A重油に係る石油税の還付措置

ウ 特例措置の縮減合理化等

次に掲げる特例措置について，その特定内容が縮減された上，適用期限が2年（ウについては1年）延長

された。

(ア) 民活法に基づき整備される特定施設の特別償却制度について、償却割合が12/100（改正前13/100）に引き下げられた。

(イ) 多極分散型国土形成促進法に基づき整備される特定施設の特別償却制度について、償却割合が12/100（改正前13/100）に引き下げられた。

(ウ) 公害防止用設備の特別償却制度について、騒音防止用設備のしゃ音壁の面積要件が180㎡（改正前140㎡）に引き上げられた。

(エ) 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却制度について、償却割合が機械・装置は14/100（改正前15/100）、建物・付属設備は7/100（改正前8/100）に引き下げられた。

(オ) 倉庫用建物等の割増償却制度について、償却割合が16/100（改正前18/100）に引き下げられるとともに、穀物用サイロは経過措置を設けて廃止され、倉庫業法に基づく「特定の貯蔵倉庫」に移行された。

(カ) 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、特別控除率が14/100（改正前16/100）、所得基準が35/100（改正前40/100）に引き下げられた。

(キ) 国有農地等の所得権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、農地法第61条の規定により土地の売渡し又は譲与を受けた場合の軽減税率が30/100（改正前25/100）に引き上げられた。

(ク) 森林整備法人の分収育林に係る地上権の設定登記に対する登録免許税の軽減税率が22/100（改正前20/100）に引き上げられた。

(ケ) 時効により取得した土地の保存登記に対する登録免許税の軽減税率が5/1000（改正前4/1000）に引き上げられた。

(コ) 漁業再建整備特別措置法に基づく合併等により法人が取得する不動産の権利の取得登記等に対する登録免許税の軽減税率が23/1000（改正前20/1000）に引き上げられた。

エ その他の租税特別措置

(ア) 中小企業者等の機械の特別償却制度について、償却割合が13/100（改正前14/100）に引き下げられた。

(イ) 延納相続額の納付方法について、昭和64年1月1日から平成3年12月31日までの間に開始した相続税により土地を取得した延納適用者のうち、延納相続税額を金銭で納付することが困難となっている者が相続により取得した土地での物納を平成6年4月1日から平成6年9月30日までの6か月間、納税者について一回限り申請ができることを認める特例措置が講じられた。

(ウ) 平成6年4月1日から平成9年3月31日までの間の措置として、課税標準が不動産の価格である土地の登記に係る登録免許税について、課税標準を固定資産課税台帳の登録価格の50/100（改正前100/100）とする措置が講じられた。

(注)平成6年4月1日から2年間、調整割合を40/100とする経過措置が設けられた。

3 地方税関係

(1) 不動産取得税

ア 次に掲げる特例措置について、その適用期限が2年延長された。

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村長の勧告等によって農用地区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置

(イ) 集落地域整備法に基づく交換分合により取得した農用地に係る課税標準の特例措置

(ウ) 農林漁業団体が発電所等の用に供する家屋を取得した場合の課税標準の特例措置

イ 特例措置の整理合理化等

次に掲げる特例措置について、その内容が縮減された上、適用期限が2年延長された(ウ)については廃止)。

(ア) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための一定の共同利用施設に係る課税標準について、控除額算定上の特例加算措置が1/10（改正前1/5）に引き下げられた。

(イ) 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための一定の共同利用施設に係る課税標準について、控除額算定上の特例加算措置が1/10（改正前1/5）に引き下げられた。

(ウ) 食品流通構造改善促進法に基づき事業協同組合等が農林漁業金融公庫資金により取得する共同利用施設に係る課税標準について、控除額算定上の特例加算措置が1/10（改正前1/5）に引き下げられた。

(エ) 国の作成した計画に基づく政府の補助を受けて農用地整備公団が新設等した特定の農業用施設を都道府県又は市町村から譲渡を受けた場合の課税標準の特例措置について、控除額算定上の特例加算措置が1/10（改正前1/5）に引き下げられた。

(オ) 市街化区域農地を譲渡した者が取得する市街化区域外の農地に係る税額の減額措置

(2) 固定資産税・都市計画税

ア 特例措置の新設・拡充等

(ア) 食品産業における脱特定フロン対応型工業用遠心冷凍機に係る固定資産税の軽減措置（3分の2課税

3年間)が創設された。

(イ) 一般農地の固定資産税及び土地計画税について、評価替えに伴う負担増を緩和するため次の負担調整措置が制定された。(表13)

表13 〈平成6年度～8年度の負担調整措置〉

上昇率の区分	負担調整率
1.075倍以下	1.025
1.075倍を超え1.15倍以下のもの	1.05
1.15倍を超え1.3倍以下のもの	1.1
1.3倍を超え1.5倍以下のもの	1.15
1.5倍を超えるもの	1.2

イ 次に掲げる特例措置について、それぞれ適用期限が2年延長された。

(ア) 公害防止用設備の非課税措置

(イ) 政府の補助を受けて地方卸売市場施設を取得した場合の課税標準の特例措置

(ウ) 農住組合が政府の補助又は農業近代化資金の貸付けを受けて取得する農業者の共同利用に供する機械及び装置の課税標準の特例措置

(エ) 廃棄物再生処理用設備の課税標準の特例措置

(オ) 食品流通構造改善促進法に基づき事業協同組合が農林漁業金融公庫資金により取得した共同利用の機械及び装置の課税標準の特例措置

ウ 特例措置の整理合理化

次に掲げる特例措置について、その特例内容の縮減を行った上、適用期限が2年延長された。

(ア) 公害防止用設備の課税標準の特例措置のうち、産業廃棄物処理施設は1/3(改正前1/6)、騒音防止用施設は2/3(改正前1/2)に引き上げられるとともに、湖沼法の汚水処理施設の優良更新施設は対象から除外された。

(イ) 農林漁業団体の取得する発電所等の用に供する家屋等に係る課税標準の特例措置について、専ら売電用の償却資産が除外された。

(ウ) 遺伝子組換え技術等の一定の研究用設備を取得した場合の課税標準の特例措置について、ペプチド精製試験装置、ペプチド自動切断器を適用対象から除外された。

(エ) 鉱工業技術研究組合が取得する一定の試験研究用資産の課税標準特例措置について、取得価格要件(200万円以上)が設定された。

エ その他

3大都市圏の特定市の一定の市街化区域農地について、平成6年4月1日以後において、地区整備計画又は住宅地高度利用地区計画が都市計画決定され、かつ、土地区画整理事業又は住宅街区整備事業の事業認可が

なされた場合について、次の措置が講じられた。

(ア) 当該都市計画決定及び事業認可が平成8年末までに行われたときは、その後の3年間に限り、当該市街化区域農地に係る固定資産税額及び都市計画税額の2分の1を減額する。

(イ) 当該都市計画決定及び事業認可が平成10年末までに行われたときは、その後の3年間に限り、当該市街化区域農地に係る固定資産税額及び都市計画税額の3分の1を減額する((ア)に掲げるものを除く)。

(3) 特別土地保有税

次に掲げる特例措置について、それぞれ適用期限が2年延長された。

ア 農村地域工業等導入地区における工業等の用に供する土地の非課税措置

イ 民活法に基づき整備される特定施設の用に供する土地の非課税措置

ウ 多極分散型国土形成促進法に基づき整備される特定施設の用に供する土地の非課税措置

(4) 軽油引取税

特例措置の拡充

木質系資源のリサイクルを促進するため、軽油引取税(32.100円/kl)に係る課税免除の適用対象にパーク堆肥製造業が追加された。

(5) 事業所税

次に掲げる特例措置について、それぞれ適用期限が2年延長された。

ア 民活法に基づき整備される特定施設に係る非課税措置(新增設分)及び資産割の課税標準の特例措置

イ 多極分散型国土形成促進法に基づき整備される特定施設に係る非課税措置(新增設分)及び資産割の課税標準の特例措置

4 そ の 他

以下の法律の制定・延長・改正に伴い税制上の特例措置が創設・延長された。

(1) 平成5年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(制定)

ア 個人が交付を受ける同補助金については、一時所得扱いとする。

イ 農業生産法人が交付を受けた場合には、固定資産の取得又は改良に充てることを条件として、圧縮記帳による損金算入とする。

(2) 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律(延長)

保安林整備臨時措置法の延長に伴い、次の特例措置

が延長された。

ア 収用等の場合の譲渡所得の5000万円の特別控除制度

イ 国有林民有林との交換による取得林地に対する不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置

(3) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（延長）

特定農産加工業経営改善臨時措置法の延長に伴い、次の特例措置が延長された。

ア 産業構造転換用設備等を取得した場合の法人税の特別償却制度

イ 設備廃棄に係る欠損金の繰越控除期間の法人税の特例措置

ウ 増加試験研究費の所得税、法人税の特別税額控除制度

エ 事業基盤強化設備を取得した場合の所得税、法人税の特別償却又は税額控除制度

オ 特定事業協同組合等に対する支出金の所得税、法人税の特別償却制度及び同組合等が取得した試験研究用固定資産の法人税の圧縮記帳の特例措置

カ 合併による設立登記等の登録免許税の税率の軽減措置

キ 営業の譲渡を受けたことにより取得した不動産の税額の減額措置

ク 事業提携に係る事業等の施設用地の特別土地保有税の非課税措置

ケ 事業提携に係る事業等の施設に係る事業所税の新增設及び資産割の特例措置

(4) 農住組合法の一部を改正する法律（改正）

要件緩和により設立された農住組合が次の特例措置の適用対象に加えられた。

ア 交換分合により土地を取得した場合の特例措置
(ア) 土地等の譲渡がなかったものとする所得税、法人税の特例措置

(イ) 移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

(ウ) 交換分合により失った土地相当額の税額を減額する不動産取得税の特例措置

(エ) 特別土地保有税の非課税措置

イ 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助又は農業近代化資金の貸付けを受けて農業者の経営の近代化等のために取得する共同利用施設に係る特例措置

(ア) 貸付けを受けて取得する一定の共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（控除額算定上の特例加算措置は5分の1→10分の1に引下げ）

(イ) 政府の補助により取得する一定の共同利用施設

に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（控除額算定上の特例加算措置は5分の1→10分の1に引下げ）

(ウ) 共同利用の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置

(エ) 施設用地に対する特別土地保有税の非課税措置

(オ) 共同利用施設に係る事業所税の非課税措置

第 3 節 農 業 委 員 会 等

1 農業委員会等に対する国庫補助

6年度は、①農業委員会の経費として農業委員会交付金148億950万円及び農業委員会費補助金4億5,338万5千円、②都道府県農業会議の経費として都道府県農業会議会議員手当等負担金6億7,463万1千円及び都道府県農業会議費補助金3億8,831万8千円、③全国農業会議所の経費として全国農業会議所費補助金1億3,971万1千円の総計164億6,554万5千円が計上された。

この内訳は、農業委員会については、農地法等によりその権限に属せられた事項の円滑な処理を期するための委員手当及び職員設置費等の経費のほか、農地法の規定に基づき実施する農地調整事務処理事業費及び農家に対するパソコンや低コスト指標を活用した経営分析の普及指導、自立経営農家に対する複式簿記記帳、経営改善指導の組織的推進等の実施に要する経費である。

都道府県農業会議については、農地法によりその所掌に属せられた事項の処理に要する経費（会議員手当及び職員設置費）のほか、農業及び農業者に関する調査・研究、自立経営農家の育成、農業委員会委員等の研修、農業委員会の行う事業等の指導に要する経費であり、1農業会議当たり平均国庫補助は、2,261万6千円である。

また、全国農業会議所については、農林水産大臣の諮問に対する答申、農業及び農業者に関する調査・研究及び啓もう・宣伝、国際活動の推進並びに都道府県農業会議及び農業委員会が行う自立経営農家育成のための事業の指導等に要する経費である。

なお、農業委員会数は7年3月31日現在3,246委員会である。

2 農林水産大臣の諮問に対する本答申

平成4年10月に農林水産大臣は全国農業会議所に対し「農業・農村の果たす役割について、広く国民の理解を得るための教育や普及啓発の方策についてどのよ